

## 指導行政のポイント

### 目下審議中の“地域運営学校”法案

菱村 幸彦

本紙 87 号で取り上げた栄養教諭法案が、5 月 14 日に国会で成立した。今回は、目下審議中の「地域運営学校法案」について Q & A で解説を試みる。

**Q 地域運営学校法案は、どんな法案か。**

A 正式には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」である。改正（47 条の 5 を新設）のポイントは、次のとおり。

- (1) 教委は指定する学校に学校運営協議会を置くことができる。市町村教委が指定を行うときは、あらかじめ都道府県教委に協議する。
- (2) 運営協議会委員は、地域の住民、保護者、その他から教委が任命する。
- (3) 指定学校の校長は、教育課程の編成その他教委規則で定める事項について、基本方針を作成し、運営協議会の承認を得なければならない。
- (4) 運営協議会は、学校運営に関して、教委または校長に対し、意見を述べるができる。
- (5) 運営協議会は、職員の採用その他の任用に関して、任命権者に意見を述べるができる。任命権者は、この意見を尊重する。
- (6) 教委は、運営協議会の運営が著しく適正を欠くときは、指定を取り消さなければならない。

**Q 運営協議会は、どこの学校にも置かれるのか。**

A 運営協議会は、一律設置ではなく、教委の判断による任意設置であり、教委が指定した学校にのみ置かれる。運営協議会は、学校運営のあり方を多様化し、地域や学校の実態に応じた柔軟な運営のための 1 つの選択肢として導入するものだ。

**Q 学校評議員制度とは、どう違うのか。**

A 学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に個別に意見を述べるものである。運営協議会は、合議体として、学校運営の基本方針に承認を与えた

り、人事に意見を述べたりすることができる権限が付与されるものである。

**Q 運営協議会と校長の関係はどうか。**

A 運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認し、学校運営一般に意見を述べる機関であるが、校長に替って学校運営について決定・実施する権限を持つものではない。校長が学校運営の権限と責任を持つことには変わりはない。

**Q 校長が作成する基本方針について、運営協議会の承認が得られない場合はどうなるか。**

A 校長としては運営協議会の理解が得られるよう誠意をもって説明に努め、場合によっては、運営協議会の意見を入れて修正するなどの措置も必要であろう。しかし、運営協議会の運営が著しく適正を欠くなど、学校運営に支障が生ずることが明らかなきは、教委の指導や指示を得て、運営協議会の承認を得ないで校長が基本方針を定めることもあり得るだろう。

**Q 運営協議会が教職員の人事について意見を述べるのは、どこまでか。**

A 運営協議会が教職員人事について意見を述べるのは、教職員の採用、昇任、転任である。分限処分や懲戒処分については、任命権者や服務監督者の責任で決定すべきものであるから、運営協議会が関与することはなじまない。ただし、勤務状況に問題があったり、教科指導に問題があるような教職員については、学校運営一般に関する意見として、教委に意見を申し出ることはあり得る。

(ひしむら・ゆきひこ = 国立教育政策研究所名誉所員)

経営力と指導力をどう発揮するか / 読本 No162

『新編 校長読本』

小島弘道【編】A5 判 220 頁・定価 2310 円

●新刊案内●

好評発売中！ グループ研修のテキストに

教育開発研究所刊

最新の資料と演習により“教育新時代”の経営課題を探る / 重要答申等全文収録！

『教職研修 '04情報版』菱村幸彦【監修】B5 判 270 頁・定価 2625 円